

# 地券徵存考釋

湯 浅 幸 孫

地券は一名幽契とも言われ、漢代以後の古墓に見られる一種の明器である。質地は、鉛・木・玉石・磚・摩崖等で、券上の文字は、多くは質地に刻みつけるが、朱墨をもって書寫したものもあるという。清代中葉以後、金石類の收藏家の圖録によつて世に知られるようになったが、戦後は「考古」・「文物」などの考古学の専門誌に新しく出土した地券がまま報告されている。今、羅振玉の「地券徵存」・「貞松堂集古遺文」等や「文物」などから、そのいくつかを取り上げて考釈し、問題点を抽釋してみたい。墓間の遺文はだいたい類型的なものであるから、その特徴的なくつかを理解すれば、他の遺文の讀解に應用のできるものなのである。

中國の典籍で文券の記事が現われるのは、經書では「周禮」・「禮記」が最初であるが、孟嘗君門下の客馮煖が薛に使用して券書を焼いたこと、漢の高祖がまだ泗上の亭長であつた頃、常に王媪・武負の二老母の処で契券で酒を飲んでいたことは、周知の話柄である。すでに「荀子」君道篇には、「符節を合し契券を別つは、信を爲す所以なり」と言い、劉熙の「釈名」には契書契の一篇が有り、王褒の「僮約」、石崇の「奴券」は、史を讀むものによく知る所であろう。

しかし、地券のことが文献に見えるのは、あんがいおそく、南宋末の周密の「癸辛雜識」別集下に、「買地券」

と題して、「今人、墓を造るに、必ず買地券を用う。梓木を以てこれを爲くり、朱書して云う、八錢九萬九千九百九十九文を用て買ひ、某地に到る云々」と。此れ村巫の風俗かくの如し、殊に笑う可しと爲す。元遺山の續夷堅志を觀るに及び、載す八曲陽の燕川の青陽壩に、人、墓を起きて鐵券を得るあり、金字を刻みて云う、忠臣王處存を勅葬し、錢九萬九千九百九十九貫九百九十九文を賜う」と。此れ唐の哀宗の時なり。然らば此の事由來久し」と見えるのは、その早い例である。明代後期の戯曲作家として著名な徐渭（字は文長、浙江山陰の人）の五言古詩に、「柳元穀得る所の晉の太康間の冢中の杯及び瓦券を以て來り余の手繪二首に易う」と題する二首があり、詩序にこの券文を引いており、萬曆元年に山陰の二十七都（日知錄）二十二に引く「蕭山縣志」に、「郷を改めて都と爲し、里を改めて圖と爲すは、元より始まる」という）で發掘されたものという。後にこの地券は、清代乾隆朝の画家で詩人でもあつた浙江山陰の童鈺の所藏に歸し、洪亮吉の「卷施閣詩」八に收める「童上舍鈺所藏晉太康五年買地前歌」は、この地券のことを詠じた詩である。洪氏の「東晉疆域志」は、地券に見える闕澤・黄滕等の地名を山陰縣下に收めている。又た、「北江詩話」六にも、錢大昕の「十駕齋養新錄」十五にもこの地券に言及しているから、當時、士流の間はかなり有名なニュースであつたのかも知れぬ。羅振玉の「地券徵存」によると、「高さ七寸三分、廣さ四寸五分、五行、行字等しからず、草隸書もて瓦上に刻す」という。先づこの地券から始めよう。

(1) 大男楊紹從土公買家地一丘。東極闕澤。西極黄滕。南極山背。北極於湖。直錢四百萬。即日交畢。日月爲證。四時爲任。大康五年九月廿九日。對共破菑民有私約如律令。

大男楊紹、土公より家地一丘をかう。東は闕澤に極まり、西は黄滕に極まり、南は山背に極まり、北は湖に極まる。直錢四百萬。即日交畢、日月を證となし、四時を任となす。太康五年（二八四）九月廿九日。對して共に

「民有私約如律令」（民に私約あり律令の如し）を破前す。

これはいわゆる買地券ではなく、鎮墓券である。所有者の定まっていな原野などに地をトし、開拓して墓地として占有して子孫に伝えようとする時、その地が土地神との賣買契約によって得たわが家の墓地であることを證明するために、瓦（甔）上に墓域の四至、姓氏、年月等を刻字し土中に埋めたのであろう。大男楊紹は、楊家の長男楊紹の意。土公は、土地神。俗に后土皇帝、土地爺などと言う。直錢四百萬は、言わば土公に払う土地代として四百萬文を土中に埋めたのであろう。墓地に錢を埋めることは既に漢代から史籍に現はれ、「漢書」張湯伝に「會人有盜發孝文園瘞錢」（たまたま會たまたま孝文園の瘞錢を盜發する有り）と見え、如淳の注に「瘞は、埋なり。錢を園陵に埋めて死を送る」という。後世には紙錢が用いられ、「新唐書」王瓌伝に、「漢より以來、葬喪に皆な瘞錢あり、後世の里俗やや紙を以て錢を寓し鬼事を爲す。是に至って墮乃ちこれを用う」と見える。「即日交畢」は、その日のうちに支払をすませた意。「日月爲證、四時爲任」は、日月四季を保證人とすること。「説文」・「廣雅」釋言に、「任、保也」とあり、任は保任、つまり保守責任の義。破前は、木札などに字を書いて字行の中央を二分し、當事者である兩人がひとつづつ持つて後日の證據とする券書を作ることという。「釋名」釋書契に、「前は、別なり。中央に大書し、中破してこれを別つなり」と。「周禮」小宰に見える傳別のことで、鄭玄の注に「傳別は、大手書を一札に爲し、字を中ちてこれを別つを謂う」（傳別、謂爲大手書於一札。中字別之）と。この「中字別之」とは、字の一行を中分して兩方に分けることで、「文心雕龍」書記篇にいわゆる「字形半分」とはこのことをいう。「前」は「別」の變體で、「廣韻」十七薛に筋字があり、「一に分契を云う」の注があるが、蓋し符契は多く竹を用いたからである。「前」字はがんらい竹かんむりであったのが、草かんむりに變じたのであるという（釋名疏證補）引孫詒讓説。「如律令」は、地券にはよく用いられる誓詞。この形式の誓詞は「左伝」僖廿四年に、「公子（重耳）曰。

所不與舅氏（子犯）同心者。有如白水」（公子曰く、所し舅氏と心を同じくせざる者あらば、白水の如き有らん）と見えるが、これは河伯（河神）に誓盟する辞。故に「史記」晉世家ではこの記事を、「重耳曰く、若し國に反り、所し子犯と共にせざる者あらば、河伯これを視よ」と表現している。「左伝」には、「所……者、有如河」、「所……者、有若大川」、「所……者、有如日」、「所……者、有如先君」、「所……者、有如陳宗」等の形式の誓詞が屢見するが、白水・河・大川・日・先君・陳宗等は、指盟する所の神・祖靈で、もしこの誓約に背けば、神に盟う如きの禍罰を受くべしという意味である。（因に言う。誓詞中の所字は假設連詞で、王引之の「經伝釋詞」には「所猶若也。或也」という。「書」牧誓の「爾弗勛、其于爾躬有戮」、「論語」雍也篇の「予所否者、天厭之、天厭之」の所字はこの例である。古書を讀むもの知らざる可からず。）」誓書」祖逖伝にも、「帝乃以逖爲奪威將軍・豫州刺史。……仍將本流徙部曲百餘家渡江。中流擊楫而誓曰。祖逖不能清中原而復濟者。有如大江」（帝乃ち逖を以て奪威將軍・豫州刺史と爲す。……仍りて本と流徙の部曲百餘家を將いて江を渡り、中流にて楫を撃ち誓って曰く、祖逖、中原を清めること能わずして復た濟らば、大江の如き有らん）と。又た蘇軾「遊金山寺」詩に、「我謝江神豈得已。有田不歸如江水」（我は江神に謝す豈に已むを得んや、田ありて歸らずんば江水の如くならん）と。前者は、祖逖が中原を平定して再び長江を渡り建鄴に歸つてくることを、後者は、蘇軾が必ず家郷に歸ることを、自ら江神に誓った語である。

さて、「民有私約如律令」は、この誓約に背けば、天帝の律令の如き罰を受くべしの意であろうが、地券の誓詞には「急急如律令」・「如五帝使者女青律令」・「如天帝律令」等が見える。「文選」に收める陳琳の「爲袁紹檄豫州」の末尾に「如律令」があるのも、曹操の首を得たものは五千戸に封ぜられ、賞錢五千萬とか、將校諸吏の降伏するものは不問に付するという聲明は決して虚偽でないことを誓った語である。やはり陳琳の「檄吳將校部曲文」の末尾に「如詔律令」（詔は衍字）が見えるが、孫權に背いて立ち上るものに與えられるであろう爵賞の科條

は左の如くで、これは決して虚語でないことを誓ったものである。現存の「文選」には各本とも「如詔律令」と詔字があるようであるが、文意を案ずるに、「……故令往贖募爵賞。科條如左。檄到。詳思至言。如律令」の次の行に、「詔曰」として褒賞の科條が列擧されていたのであろう。すでにこの科條の部分は佚して伝わらず、詔字のみが「如詔律令」として残ったのであると思う。「有天帝教如律令」（鍾仲游妻鎮墓券）、「有天地教如律令」（劉伯平鎮墓券）という誓詞は、幽界についての呪術＝宗教的な原始信仰と關係があろう。

「急急如律令」も地券によく見かける誓詞であるが、後世、道家の符呪の末句に多く用いられる。黄伯思（二〇七九～一一一八）の「東觀餘論」に、近年、関右の人が地を發ちかはいて得たという古瓮中にあつた東漢時代の竹簡の文字を載せている（汲古閣本卷上ノ四十五左。南宋の趙彥衛の「雲麓漫鈔」七にも引いているが、宣和中のこととしているのは傳聞の誤り。それだと黄伯思の死後のことになる）。その詞に言う。「永初二年六月丁未朔。二十日丙寅。得車騎將軍莫府文書。上郡屬國都尉<sup>△</sup>字、以意補。千石守丞・廷義縣令三水。十月丁未到府受印綬。發夫討辟羌。急急如律令」（永初二年六月丁未朔、二十日丙寅、車騎將軍の莫府の文書を得たり。上郡屬國都尉・中二千石守丞・廷義縣令三水、十月丁未、府に到りて印綬を受け、夫を發して辟羌を討たん。急急如律令）と。趙彥衛が、「急急如律令は、漢の公移の常語、猶ほ今ま八符到奉行」と云うがごとし。張天師は漢人、故にこれを承用し、道家ついに祖述するを得たり」と言うのは臆説にすぎぬ。公移の常語であるにしても、がんらいは誓詞であつた。

なお、この漢簡について注意すべきは、いわゆる「年月朔日子」を用いていることである。前掲の陳琳の「檄吳將校部曲文」の起首にも年月朔日子とあるから、この檄文では年月の下に朔を繋げて、朔の干支を言い、さらにこの下に朔の第幾日と當日の干支を書いていたのである。いわゆる金石文には年月朔日子を稱するものが多いが、地券にもこの例がかなりあり、孫成買地券の「建寧四年九月戊午朔廿八日乙酉」、房桃枝買地券の「中平五年三月壬

午朔七日戊午」、朱曼妻薛買地券の「晉咸康四年二月壬子朔四日乙卯」などがこれである。日時を表現する方法には、古くは「春秋」三伝のように干支を書いて日の無いもの、「尚書」僞武成篇に見える旁死魄・哉生明等があり、「宋書」禮志二に引く當時の儀注（禮式）には、「年月日。尚書令某甲上」、「年月朔日子。尚書令某甲下」という公移の形式が見えている。年月朔日子を書くことは、地券では後世まで行はれていたらしく、「地券徵存」に引く金の明昌二年の趙通買地券、明の景泰七年の李□□買地券、高麗の皇統三年の僧世賢買地券等にも見出される。

一般的に言えば、金石文や木簡に年月朔日子が記載されている場合には、その物件の眞膺や年月干支の正誤を知るひとつの有力な線索<sup>てがかり</sup>となる。今、黄伯思の引く漢簡に就いて試<sup>た</sup>してみよう。「永初二年（一〇八）六月丁未朔二十日丙寅」の日付であるが、実はこのままでは正確ではないのである。「三正綜覽」（明治十三年内務省地理局編）によると永初二年六月朔は乙未であつて、従つて二十日は甲寅となる。もし、もう三年早めて延平元年（一〇六）とすると「六月丁未朔二十日丙寅」はこのまま成立する。黄伯思は「古瓮中、東漢時の竹簡甚だ多く有り、往往散乱して考う可からず。獨り永初二年の差を討つ符は、文字尙は全く皆な章草書にして、書蹟古雅、喜ぶ可し」と述べているが、年月干支がこのように齟齬<sup>そご</sup>しては、何人かの膺作の疑い濃厚である。強いて好意的に臆測すれば、「延平元年」とあるべき個所の文字が明亮でなかったために、後人が意を以て誤つて、「永初二年」と補つたのであろう。いづれにせよ、黄氏がこの漢簡によつて范史孝安帝紀の誤謬を指摘しているのは妥當でない。

(2) 漢建初玉買地券

建初六年十一月十六日乙

酉武孟子男靡嬰買

馬熙宜朱大弟少卿家

田南廣九十四步西長六

十八步北廣六十五東長

七十九步爲田廿三畝

奇百六十四步直錢十萬

二千東陳田比分北西南

朱少比分時知券約趙滿

何非沽酒各二斗

建初六年（八十二）十一月十六日乙酉、武孟子の男靡嬰、馬熙宜・朱大の弟少卿の冢田を買う。南は廣き九十四步、西は長さ六十八步、北は廣き六十五（步）、東は長さ七十九步、田廿三畝あま奇り百六十四步なり。直錢十萬二千（錢）。東は陳田、比分し、北西南は朱少（の田）、比分す。時の知券約趙滿・何非。沽酒各二斗。

清朝末の滿人の大官で、金石の收藏に富む端方の所藏する玉版上に刻まれた買地券で、版は高さ三寸、廣き一寸九分という。第三行の第二・三字は分りにくい字で、姑く熙宜としてみたが不安が残る。博雅の教示を俟つ。第七行末の萬字は、原版では下半分が省かれているようである。刻字の際に萬とするだけの餘地がなく、上半分だけ刻んだのであろう。

「三正綜覽」によると、建初六年十一月の朔日は庚午であるから十六日は乙酉となる。この玉版の日付は正確である。武孟子男靡嬰は、武孟子の男子靡嬰。買主が父子二人であることを言おうとするのではあるまい。靡嬰が買

主であるが、當然父子の共有財になる。賣主は馬熙宜と朱大の弟少卿の二人で、この二人の共有地であろう。「陳田比分」は、陳氏の田と境を接していること。比は、となりあつてゐることをいう。「漢書」諸侯王表の「諸侯比境」の顔師古の注に、「比は、相い接次するを謂う」と。分は、界の義。「淮南子」本經訓に、「古者、天子は一畿、諸侯は一同、各おのその分を守りて相い侵すことを得ず」の注に、「分、猶界也」と。「時知券約」は、その時、券約を知るもの（つかさと）の意で、立會人のことであろう。「沽酒各二斗」は、買主賣主双方が二斗づつの酒を沽（か）つて立會人とともに飲んだのであろう。最終行の末尾の字は端方は千字と釈しているが、羅振玉が釈すようにこれは斗字である（「蒿里遺珍」・「碑別字」）。漢代の一斗は二リットル弱。

(3) 孫成買地鉛券

建寧四年九月戊午朔廿八日乙酉左駿廐官大奴孫成從雒陽男子張伯始賣所名有廣德帝亭部羅佰田一町賈錢萬五千錢即日畢田東比張長卿南

比許仲異西盡大道北比張伯始根生土著毛物皆屬孫成田中若有尸死男即當爲奴女即當爲婢皆當爲孫成趨走給使田東西南北以大石爲界時旁人樊永張義孫龍異姓樊元祖皆知張約沽酒各半

建寧四年（一七二）、九月戊午朔、廿八日乙酉。左駿廐の官の大奴孫成、洛陽の男子張伯始より賣（か）う所の名に廣德亭部の羅佰の田一町有り。賈（あたい）錢萬五千錢、即日畢（おわ）る。田、東は張長卿に比（と）り、南は許仲異に比（と）り、西は大道に盡き、北は張伯始に比（と）る。根生土著の毛物は、皆な孫成に屬す。田中に若し尸死あらば、男は即ち當に奴と爲るべく、女は即ち當に婢と爲るべく、皆な當に孫成のために趨走給使すべし。田の東西南北は大石を以て界と爲す。時旁人樊



「永・張義・孫龍、異姓の樊元祖皆な張約を知る。沽酒各おの半。」

この鉛版は、高さ一尺六寸六分、廣さ一寸三分。三行で一行の字數は等しからず、隸書で刻んでいるという。

この地券の年月朔日子は「綜覽」でたしかめてみると正確である。左駿厩は、車馬を掌る太僕の屬官。「後漢書」百官志二に、「本注に曰く、舊と六厩あり、皆な六百石令、中興に省約し但だ一厩を置く。後、左駿令、厩を置き、別に乘輿御馬をつかさどつり、後或は并省す」と。大奴は、騎奴の長である。漢書「何並伝に「王林卿、騎奴をして還りて寺の門に至り、刀を抜きその建鼓を剗かしむ」と。「潜夫論」浮侈篇に「富貴の嫁娶に、車軒各おの十、騎奴・侍僮、鞞を夾み節引す」という。「從洛陽男子張伯始賣」の賣字は買、うと訓む。價と同じ。「周禮」地官司市に「以量度成賣而徵價」（量度を以て賣を成し價を徵く）と。鄭玄の注に「徵は、召なり。價は、買なり。物、定價あれば則ち買うもの來る」という。「掌其賣價之事」（司市）・「凡國之賣價」（賈師）の賣價は、みな賣買の意である。價字に賣・買の二義あることは、孫詒讓の「周禮正義」に詳しく見える（楚學社本卷二十七ノ四左以下）。廣徳亭部は、洛陽に在る亭部の名稱であろう。亭部は、一亭の部えびる所の地域をいう。「漢書」百官公卿表上に、「大率十里一亭、亭有長。十亭一鄉、……鄉六千六百二十二、亭二萬九千六百三十五」という。郷の下、里の上に在る行政區域の單位が亭である。羅、伯は、地名ではあるまい。後漢の中平五年三月壬午朔七日戊子の日付のある房桃枝買地鉛券にも「廣徳亭部羅西」の語が見える。又た、これは多分に、せものだと思ふが、「小校經閣金文拓本」卷十三に引く漢諸葛敬買地鉛券にも「青樂年（＝亭？）部羅伯田」の語がある。「説文」に「羅は、絲を以て鳥をあぶするなり」とあり、「爾雅」釋器に「鳥罟これ羅と謂う」ように、鳥あみのことである。これから引伸されて、あみの絲が交るように縦横にのびた道路の交る處、つまり十字路口を羅と言ったのではあるまいか。伯は、阡陌の陌のこと、田間の小路であるが、南北を阡と言ひ、東西を陌という。陌・伯は同音の字で古音はともに莫白切である。孫

成はこの羅佰にそつた田一町を買つたのであろう。一町は、田一區域の意。「倉韻篇」に、「町、田區也」〔小學鉤沈〕光緒重刊本卷二ノ十左、「廣韻」注に「田處」といふ。町は面積の單位ではない。根生土著は、その土地にもとから寄生している意。その地はえぬきの。後世は根生土長とか、土長根生ともいふ。元人の「張天師」雜劇第三折・「麗春堂」雜劇第四折等に見える。毛物は、「周禮」大司徒の「動物は毛物に宜し」の鄭注に、「毛物は、貂・狐・猫・貉の屬、縲毛（細い毛）のものなり」といふ。「田中若有尸死、男即當爲奴、女即當爲婢」は、田中にもし他人の死骸があれば、賣主の家の男子は奴として、女子は婢として買主の方に没収すること。かつて誰かの墓地であつた處を、だましてつかまされるのを防ぐための取きめであらう。中國にはいわば「家の宗教」としての「祖先崇拜」の習俗があるが、この「家」はまた、「神は非類を敵（變）けず、民は非族を祀らず」（左傳傳公十年）といふ命題に要約されるような排他的な「祭祀共同体」である。元和九年九月廿七日の日付のある喬進臣買地輒券には、「如有忤悖、打你九千、使你作奴婢」といふ句が見えている。もしこの誓約に背き実行せぬなら、お前を打つこと九千回、お前の家の男女を奴婢とする意。時旁人は、その時の立會人のことであらう。異姓は、母方の親戚又は兄弟の女婿をいふ。中國では「同姓不婚」を原則とするから、母方の親戚、兄弟の女婿は異姓である。ここでは樊元祖と賣主張伯始との身分關係について言っている。「詩」小雅伐木の「兄弟無遠」正義に、「禮に同姓・異姓・庶姓あり。同姓は王の同宗、是れ父の黨なり。異姓は王の舅の親。庶姓は王と親なし」と。この異姓は母方の親戚の意である（母の兄弟を舅といふ）。又た「大戴禮」衛將軍文子篇に、「獨り居ては仁を思い、公言には義を言い、その詩を聞くや、一日に三たび白圭の玷を復するは、是れ南宮縉の行なり。夫子その仁を信じて、以て異姓と爲す」と。「論語」先進篇に「南宮（南宮縉）三たび白圭を復す。孔子その兄の子を以てこれに妻あわす」といふから、この異姓は兄弟の女婿のことである。清の朱亦棟の説に、異姓二字の切音は情、「方言」に

「東齊の間、壻これを情と謂う」とあり、情は壻、即ち女壻の意という。「孔子家語」では「大戴禮」の異姓を異士としてゐるが、士異二字の切音は壻となるから、異士も壻だという（「群書札記」十二）。付記して異聞を廣む。「沽酒各半」は、賣主と買主とが半分づつ銭を出しあつて酒を買い、立會人とともに飲んだのである。

#### (4) 漢諸葛敬買地鉛券

黃龍元年壬申。五月丙子朔。八日乙亥。諸葛敬從南陽男子馬吉慶賣。所名有樂年（レ亭<sup>マ</sup>）部羅佰田一町。直錢二萬一千錢。即日畢。田東比質方。南比沈大義。西盡大道。北比鄭江庄。根生土着毛物。皆屬諸葛敬。田中若有尸死。男即當爲奴。女即當爲婢。皆當爲諸葛敬走給使。田東西南北以大石爲界。時旁人丁陽・郭平皆知倦約。沽酒各半。

「小校經閣金文拓本」十三に引く買地券である。これを一讀すれば、孫成買地券と固有名詞の異なるほかは、殆ど同一の文章であることに氣づく。それに黃龍元年（前四九）の五月朔は壬寅で、従つて五月八日は己酉である。この鉛券は孫成買地券を粉本として偽造されたと考えてよい。倦約は、券約のつもりであろう。倦と券とは音義ともに近く、つかれる意であるが、この券は力に従い、契券の券は刀に従う。因に言う。一夕、寒齋を訪れた某君に諸葛敬買地券のことを話したら、後日、東京の中村書道博物館に所藏する「建元元年夏五月朔廿二日乙巳」の日付のある買地鉛券があり、孫成買地券と文章が似ていることを知らせてくれた。深く謝を致す。もし日付がこの通りだとすると、この鉛券も偽造の疑いが濃厚である。というのは中國の歴史上、建元元年の年號を稱した年は、漢武帝（前一四〇）、北漢劉聰（三二五）、東晉康帝（三四三）、前秦苻堅（三六五）、南齊高帝（四七九）の五回あるが、五月廿二日が乙巳に當る年は一度も無いからである。このことは「三正統覽」・「二十史朔閏表」等の工具書によつて調

べれば明白である。

(5) 房桃枝買地鉛券

中平五年三月壬午朔七日戊午△雒陽大女房桃枝從同縣大女趙敬買廣德亭部羅西造歩兵道

東冢下餘地一畝直錢三千錢即畢田中有伏尸男爲奴女爲婢田東西南北舊□北比樊漢

昌時旁人樊漢昌王阿順皆知卷約沽各半錢千無五十

中平五年(一八八)、三月壬午朔、七日戊午(「子?」)。洛陽の大女房桃枝、同縣の大女趙敬より、廣德亭部の羅西より歩兵道に造る東冢下の餘地一畝を買う。直錢三千錢、即ち畢る。田中に伏尸あらば、男は奴と爲し、女は婢と爲さん。田の東・西・南は舊□に比り、北は樊漢昌に比る。時旁人樊漢昌・王阿順、皆な卷約を知る。沽各半、錢千無五十。

「貞松堂集古遺文」から引いた。「地券徵存」にも載せ、羅西の下の造字を空格にしている。舊字の下の字は未詳。「七日戊午△」は戊子であろう。午は子と同じような字形に刻まれていたのではないかと思う。戊子だとこの日付は正確である。大女は、その家の事実上家長である年長の婦をいうのである。後世の「唐律」では、「若し戸内に並に男夫なく、直ただ女を以て戸を爲す」場合を女戸としているが(「唐律疏議」戸婚上)、このような戸の家長であらう。たとえ男子があつても幼少であれば、家産の處分をする當事者となるのは、家内に於いて身分的に上位に在る婦人であらう。大は長の義。例えば、朱家の兄弟の中で排行第一を朱大という(漢建初玉買地券參照)。ただし、「管子」國蓄に、「大男、四石を食えば月に四十の藉あり、大女、三石を食えば月に三十の藉あり」の大男・大女

は小男・小女に對する語で、成年の男女をいう。度地篇に「什伍の口數を定め、男女大小を別つ」の「男女大小」も男女老幼の義である。券約は、券約に同じ。券は、券の假借字。「沽各半、錢千無五十」は、賣主と買主とがそれぞれ九百五十文づつ出し合つて酒を沽い、立會人とともに飲んだことをいう。錢千無五十については羅振玉は、錢九百五十を一干錢として通用させる錢制がすでに東漢に行なはれていたとしているが、これだけの零細な資料でそのような解釋ができるであろうか、疑いなきを得ない。いわゆる短錢のことが載籍に現われるのは、「抱朴子」微旨篇に「人の長錢を取り、人に短陌を還す」とあるのが初見であろうと思う。これによれば晉代すでに短陌錢が行はれていたかも知れぬが、その事実は全く分らない。(長錢という語は一義的ではないがこは短陌錢に對して足陌錢を言うのであろう。)その後、「梁書」武帝紀に引く中大同元年(五四六)秋七月丙寅(廿二日)の詔に、「頃ごろ聞くに外間多く九陌錢を用う。陌減ずれば則ち物貴く、陌足れば則ち物賤く、物に貴賤あるに非ずして、是れ心に顛倒あるなり。……今より足陌錢を通用す可し」という。又「隋書」食貨志に、「大同已後に及び、所在の鐵錢、遂に丘山の如く、物價騰貴す。(武帝の普通年間、銅錢を廢止した。)……破嶺より以東、八十を百と爲し、名づけて東錢と曰う。江・郢已上、七十を百と爲し、名づけて西錢と曰う。京師は九十を以て百と爲し、名づけて長錢と曰う。中大同元年、天子乃ち詔して足陌を通用せしむ。詔下るも人びと従わず、錢陌益ます少し。末年に至り、遂に三五を以て百と爲すと云う」と。以上、前籍の短錢の事を載せることかくの如く、東漢の世、九百五十を以て足陌となすことはいまだ聞かぬ。元好問の引く鐵券に刻むという錢九萬九千九百九十九貫九百九十九文と同じく、明器において成數をさけることは何か呪術的な意義をもっているのではあるまいか。民族学的な研究に期待したい。

(6) 浩宗買地塲券

黄武四年十一月癸卯朔廿八日庚午九江男子

浩宗從字不明

月客死豫章從東王公西王母買南昌東郭一丘□□

□□五千東鄆甲乙西鄆庚辛南鄆丙丁北鄆壬癸以日

月副時任知卷者雒陽金□子鶴與魚鶴□

□□入淵郭師吳此間約缺五六字爲明如律令

黄武四年（二二五）、十一月癸卯朔、廿八日庚午。九江の男子浩宗、……に従い、□月豫章に客死す。東王公・西王母より南昌の東郭の一丘□□を買う。買□□五千。東は甲乙に鄆いたり、西は庚辛に鄆いたり、南は丙丁に鄆いたり、北は壬癸に鄆いたる。日月を以て副まなかにす。時任知卷者は雒陽の金□子鶴と魚鶴□となり。……（未詳）……如律令。

「蒿里遺珍」に、「右の券、塹上に刻す。金石家多くいまだ見ず。惟だ摺古録これを載せて云う、望江の倪氏は拓本を藏す、平生僅に此の一紙を見るのみ。想うに佚すること已に久しと。塹首の一字すでに漫滅し、才ちかに末の兩點を存す。黄字の脚に似たり」という。

呉は黄武二年（二二三）以來、乾象曆を用い、魏・漢はともに四分曆を用いていたから、その朔閏は一致しないが、宋の劉義叟（十一世紀後半の人。「宋史」四三二に傳あり）の「長曆」によると、黄武四年の十一月朔は癸卯であるから、廿八日は庚午となる。この日付は正確である。劉氏の「長曆」は漢高帝元年にはじまり五代に訖る。司馬光の「通鑑目錄」がこれを用い、後世に伝わることができた。わが「三正綜覽」、陳垣の「二十史朔閏表」はともにこれに據っている。この地券はいわゆる鎮墓券で、仙人の東王公・西王母から墓地を買ったことになっている。九

江の人が豫章で客死し、南昌の東郭に墓地を定めたのに、立會人は雒陽の仙人らしいのも、假構の買地券だからだ。邸は、至る義。「史記」河渠書の「自中山西邸瓠口」の「正義」に、「邸、至也」と。又た、抵・柢に作る。副は、「爾雅」釋詁に「副、審也」と。東に甲乙、西に庚辛、南に丙丁、北に壬癸を當てているのは、十干を五行・方位に配當すると、甲乙は木・東、丙丁は火・南、戊己は土・中央、庚辛は金・西、壬癸は水・北に當るからである。

(7) 朱曼妻薛買地博券

晉咸康四年二月壬子朔四日乙卯

吳故舍人立節都尉晉陵丹徒朱曼

故妻薛從天買地從地買宅東極甲

乙南極丙丁西極庚辛北極壬癸中

極戊己上極天下極泉直錢二百萬

即日交畢有誌薛地當詢天帝有誌

薛宅當詢土伯任知者東王公西王

聖母如天帝律令合同

晉の咸康四年（三三八）二月壬子朔、四日乙卯。吳の故の舍人立節都尉晉陵丹徒の朱曼の故の妻薛、天より地を買い、地より宅を買う。東は甲乙に極まり、南は丙丁に極まり、西は庚辛に極まり、北は壬癸に極まり、中は戊己に極まる。上は天に極まり、地は泉に極まる。直錢二百萬、即日交畢る。誌あれば、薛地まさに天帝に詢うべし。誌

あれば、薛宅まさに土伯に詢うべし。任知者は東王公・西王聖母なり。如天帝律令、合同。

「文物」一九六五年第六期に原石の字面の寫眞を載せている。一八九六年、浙江省平陽縣の海に臨んだ山麓で発見された。吳承仕の考證によって晉代の遺物であることが分つたという。吳氏の考證は未見。他の明器と共に埋められた鎮墓券である。四の字は二の字を二つ重ねている。最後の合同は一字の并文で刻まれている。天帝土伯と契約して分ち持つた合同文契であるの意。「有誌」の誌がこれにあたる。合同の并文は漢印中にも見られ、由來の遠い語である。「咸康四年二月壬子朔四日乙卯」の年月朔日子は、もちろん正確である。舍人は、「晉書」職官志に「案ずるに晉初、初めて舍人・通事各一人を置く。江左（『東晉』）舍人・通事を合せてこれを通事舍人と謂う。案章を呈奉するを掌る」というが、この碑文によつてすでに三國吳に舍人の置かれていたことが分る。立節都尉も吳官で、奉朝請であろう。都尉は外戚に與えられることが多いから、朱曼は吳主孫休の朱夫人の一族であつたかも知れぬ。聖母は、神仙の道を體得した女巫をいう語。すでに漢の開母廟石闕銘に、「祀聖母虜山隅」（聖母を山の隅に祀る）という語が見える（『金石萃編』六）。西王聖母は女仙である。この鎮墓券は「地券徵存」にも収めているが、羅氏は拓本に據つたらしく、聖字は空格にしている。原石では残画をとどめているというが、寫眞では模糊として辨じ難い。なお「合同」について附記する。清の翟灝の「通俗編」二十三に、「今人、産業買賣に、多く契の背において一手の大字を作かき、字の中央においてこれを破り、これを合同文契と謂う。商賣の交易には則ちただ合同と書いて契を言はず。その制度稱謂、由來ともに甚だ古し」と。

(8) 黄武六年買地鉛券

黄武六年十月戊戌朔十日辛未吳郡



男<sub>子</sub>鄭<sub>丑</sub>年七十五以元年六月□□

夏沙羨縣物故今從主縣買地立家

□□比東比西比南比北比合四

畝半地直錢三萬錢即日交

畢立此證知者東<sub>王</sub>公<sub>西</sub>王<sub>母</sub>若後有

安□□者警□□□□□□□□□□

黃武六年（二二七）十月戊戌朔十日辛未。吳郡の男子鄭丑、年七十五、元年六月□□□□を以て江夏沙羨縣に物故す。今、主縣より地を買い家を立つ。□□東に比り、西に比り、南に比り、北に比り、合四畝半の地に比る。直錢三萬錢。即日交畢り、此の證を立つ。知るものは東王公・西王母なり。若し後に安□□者有らば、以下不明。

「考古」第十期に紹介された武漢地区より出土の鉛地券で、いわゆる鎮墓券である。墓地には銅錢が四隅に埋められていたという。既に述べたように、土地の賣主である神仙——この鉛地券にいう主縣——に拂う代價であろう。この年月朔日子は、「通鑑目錄」に引く劉氏「長曆」と合致する。主縣は、縣城の主護神である神仙のことで、後世の城隍神の如きものであろう。主は姓である。知者は、立會人。

(9) 鍾仲游妻鎮墓鉛券

延喜四年九月丙辰朔卅日乙酉直閉黃帝告丘丞墓伯地下二千石墓左墓右主墓獄史墓門亭長莫不皆在今平陰隱人鄉葛富里鍾仲游妻薄命蚤死今來下葬自買萬世家田賣直九萬九千錢即日畢四角

立封中央明堂皆有尺六桃卷錢布鈿人時知者□□曾□□□□□□□□□□自今以後不得干□□人  
有天帝教如律令

延喜四年（二六二）九月丙辰朔卅日乙酉。閉すに直り黄帝告ぐらく、丘丞・墓伯・地下二千石・墓左・墓右・主墓の獄史・墓門の亭長皆ら在らざるなし。今、平陰（河南省孟津縣）の偃人郷の萇富里の鍾仲游の妻、薄命にして蚤死し、今、來りて下葬す。自ら萬世の冢田を買い、賈直（『價值』九萬九千錢、即日畢る。四角に封を立て、中央に明堂あり。皆な尺六の桃卷・錢布・鈿人あり。時知者は□□曾□□□□□□□□□□以上の一十一字は數人の神仙の名を列擧したのである——）なり。今より以後、□□人を得ず。天帝の教あり、如律令。

羅氏「遺文」十五地券から採った。「此券、近世孟津より出づ。往歲これを津沽に見る」という。今、中村書道博物館に原物を保存していると聞くが見。

この年月朔日子は正確である。「直閉」は、埋葬を終り土を掩うに當りの意であろう。閉は、掩う、雍ぐの義である。因に、「左傳」僖公五年に、「凡分至啓閉、必書雲物」（凡そ分・至・啓・閉には、必ず雲物を書す）とあるが、この分は春分・秋分、至は夏至・冬至、啓は立春・立夏、閉は立秋・立冬である。この「直閉」の閉字も立冬の意に取、「立冬に當つて」と解することもできるが、立冬は太陽曆の十一月七・八日で、「三正綜覽」によって計算してみると、延喜四年の立冬は、本券にいう九月三十日乙酉よりは五・六日ばかり後のことになる。姑く閉を掩義にとり、來哲の考を俟つ。黄帝は、土徳の帝で、死後の世界を司る神仙の意に用いている。「淮南子」時則訓の「中央の極、崑崙より東のかた兩恒山を絶ぎ、……東は碣石に至り、黄帝后土の司どる所は、萬二千里」の後漢人の注に、「黄帝は少典の子、土徳を以て天下に王たり。號して軒轅氏と爲す。死して中央土徳の帝と爲る」と。丘丞

以下墓門の亭長に至る役人は、黃帝に仕える言わば冥府の官で、墓域のことを掌る。冢田の價が九萬九千錢であることに就いては、(5)の項ですでに注意しておいた。明堂は、墓前で祭品を供える台をいう。後世、券臺ともいう。經書にいう明堂とは全く別ものであるから注意。尺六は、一尺六寸。桃卷は、桃券。卷は券の假借字。桃符のことであろう。桃の木で作った木ふだに呪文を刻むか書いたのであろうと思う。中國では古くから桃には辟邪の呪力があると信ぜられ、桃菊(桃木の穂をたばねたほうき)・桃梗(桃木で作った木偶)・桃人(桃木で作った人形)・桃梟(木に著いたまま越冬した桃の実)・桃檝(桃の木で作った杖)等を、惡鬼・惡氣を祓除するに用いた。このことはすでに先秦兩漢の典籍に散見する。錢布は、錢も布もぜに。鈿人は、四個の金人、即ち銅製の人形のことではあるまいか。死んだ婦人にあの世で仕える奴婢のことであろう。四は凶に作ることもあり、鈿は鈿の別字(「本とまさに此字に爲るべくして、誤つて彼字に爲るもの」とも考えられそうだが、これはよくない。「淮南子」齊俗訓の「含珠鱗施」の後漢人の注に、「鱗施は玉田なり」とあり、「玉田」の田字は鈿と義近しというが、鈿字は漢以前の古書には無く、「説文」にも見えぬ。この鉛券が作られた頃に鈿字が通行していた象跡は無い。時證知者は、この時の立會人。最後の□□人は、主買人であろう。

※ 鄭珍の「説文新附攷」に、「王嘉の拾遺記に載す、魏の明帝の宮人云う、辟寒鈿を服さざれば、なん邪君主の隣を得んと。是れ漢魏の間この名(「字」)あり」と述べているが、王嘉はもともと符秦の方士で、「拾遺記」は荒誕の言が多く史傳と合わず、論據となすに足らぬ。

#### (10) 王末卿買地鉛券

建寧二年八月庚午朔廿五日甲午河内懷男子王末卿從河南河南街郵部男子袁叔威買寧門亭部什三郎西

袁田三畝賈錢三千一百并直九千三百錢即日畢時約者袁叔威沽酒半即日丹書鐵券爲約

建寧二年（一六九）八月庚午朔廿五日甲午。河内懷（河内郡懷城——今河南省沁陽縣）の男子王末卿、河南（今洛陽市）河南街郵部の男子袁叔威より、舉（＝舉）門亭部の什（＝十）三部（＝陌）の西の袁の田三畝を買う。畝賈錢三千一百、并せて直九千三百錢、即日畢る。時約者は袁叔威、沽酒半。即日、鐵券に丹書し約を爲す。

羅氏「遺文」十五地券より採った。羅氏貞松堂藏。建初尺で廣さは約一尺四分、長さは一尺一寸という。楊寬によれば建初尺は二三・六八釐（中國歷代尺度考）。年月朔日子は正確である。郵部は、郵は「説文」にいう「竟上行書舍」（境上の書を行るの舍）、つまり郵舍のこと、一郵舍の管轄する區域内が郵部であろう。因に、郵舍のことを郵亭とも言い、行旅のものが宿泊することができたようである。公私の用で旅する官吏の便をはかったのであろう。「漢書」平帝紀に「宗師得因郵亭書言宗伯、請以聞」（宗師、郵亭の書に因りて宗伯に言い、請うて以聞するを得たり）と。唐の顔師古の注に、「書を爲りて以て郵亭に付し、宗伯に送至せしむるを言う」と。又た趙充國傳に「以閒暇時下所伐材、繕治郵亭、充入金城」（閒暇の時を以て伐る所の材を下し、郵亭を繕治し、金城に充入せしむ）と（金城は金城郡）。又た循吏黃霸傳に「使郵亭、鄉官皆畜雞豚、以贍寡貧窮者」（郵亭・鄉官をして皆な雞豚を畜い、以て寡貧窮のものを贍けしむ）。「嘗欲有所司察、擇長年廉吏遣行、屬令周密。吏出、不敢舍郵亭、食於道旁、鳥攫其肉」（嘗て司察する所あらんと欲し、長年の廉吏を擇びて行か遣め、令を屬むること周密なり。吏出で、敢て郵亭に舍まらず、道旁に食い、鳥その肉を攫う）と。「後漢書」趙孝傳に、「父普、王莽時爲田禾將軍、任孝爲郎。……嘗從長安還、欲止郵亭」（父の普は、王莽の時に田禾將軍と爲り、孝を任じて郎と爲す。……嘗て長安より還り、郵亭に止まらんと欲す）と。がんらい亭は「説文」に、「民所安定也。亭有樓、從高省、丁聲」（民の安定する所なり。亭に樓あり、高の省に従い、丁聲）と見え、

段玉裁の注に「民の安定する所とは、民を是に居らしめ、盜賊に備え、行旅は是に於て止宿するを謂う」と。亭と定とは疊韻字で安定の義を生じ、この亭は引伸されて亭止の義となる。「漢書」百官公卿表に「大率十里一亭、亭に長あり。十亭に一郷、郷に三老・有秩・嗇夫・游徼あり」という行政區域の單位の名稱としての亭も、民の安定する所の義から出ているのであろう。「後漢書」百官志の「亭有亭長、以禁盜賊。本注曰、云々の注に引く應劭の「風俗通」に、「漢家は秦に因り、大率十里一亭。亭は、留るなり、蓋し行旅・宿會の館る所なり。亭史の舊名は負弩、改めて長と爲す、或は亭父と謂う」と。又た應氏の「漢官儀」を引き、「十里に一亭、亭長・亭候を設け、五里に一郵、郵間相い去ること二里半、姦盜を司る。亭長二尺の板を持して以て賊を効し、索繩以て賊を收執す」という。皋門は、王宮の外門のうち最も外がわの門をいう。「後漢書」皇后紀の靈帝宋皇后の條に、「廢后及び鄼父子を收葬せんとし、宋氏の舊塋皋門亭に歸す」と見え、注に「漢官儀」を引き「十二門みな亭あり」という。皋門亭部の田は、城郭を背にしたいわゆる「負郭の田」である。丹書鐵券は、丹砂でもって鐵製の券に書きつける意で、無窮に傳えるためである。この場合は鉛券に刻字したのであるが、丹書鐵券という成語を用いた。誓文を作ったという場合の常套語である。「漢書」高帝紀に、「與功臣剖符作誓、丹書鐵契、金匱石室、藏之宗廟」(功臣に剖符を與えて誓を作し、丹書鐵契、金匱石室、これを宗廟に藏む)と。又た「後漢書」祭遵傳に、「死すれば則ちその爵邑を疇え、世々嗣を絶つことなく、丹書鐵券、無窮に傳えん」と。又た金書鐵券とも言う。「魏書」文成文明皇后馮氏傳に、「自太后(馮氏)臨朝專政、……王叔出入臥内、數年便爲宰輔、賞資財帛以千萬億計、金書鐵券、許以不死之語」(太后、朝に臨み政を專にせしより、……王叔は臥内に入出し、數年にして便ち宰輔となり、賞資の財帛は千萬億を以て計り、金書鐵券、許すに不死の語を以てす)と。

(11) 張疎洛買墓田博券

正始四年九月十六日北坊民張疎

洛從糸民路阿臈買墓田三畝南

齊王墓北弘五十三步東齊□墓四另十二

出碩絹九匹其他保無□盜若有人識者

抑伏畝數出臈好□□□□□民私□

□券文後吝不得變悔若先改者出

北絹五匹畫指爲信書券人潘□

時人路善王 時人路榮孫

正始四年(二四三)九月十六日。北坊の民張疎洛、糸の民路阿臈より墓田三畝をかう。南は齊王の墓、北は弘ひろさ五十三步、東は齊□の墓、四(西)は八十二步。碩絹九匹を出す。その他(地)□盜なきを保す。若し人の識ありて畝數を抑伏せば、臈の好□□□を出し、……券文を立たつるの後、吝おしみて變悔するを得ず。若し先に改むるものは、北(背)絹五匹を出す。畫指して信と爲す。書券人潘□。時人路善王、時人路榮孫。

「地券徵存」より採った。博上に八行に刻し、正面に六行、末の二行は博側に存するという。行の字數は不等。羅氏は後魏の正始四年(五〇七)の博券としてゐるが、これは妥當ではあるまい。もし後魏の正始四年なら、宣武帝時代の年號であるから、祖父獻文帝の諱弘は避けたはずである。「魏書」では馮弘を稱するに字あざなの文通を以てし、「本名は顯祖の廟諱を犯す」と表現し、石勒の子弘を稱して字の大雅を言い、「名は顯祖の廟諱を犯す」と述べて

いる。又た、「地形志」の陝州の恒農郡の注に、「前漢置く、顯祖の諱を以て、改めて恒と曰う」と。即ち、弘農郡を恒農と改めたのである。このいずれの例も顯祖獻文帝の諱弘を避けたことを示している。ところがこの博券では三行目に弘字を用いているから、後魏の正始ではなく、三國魏の正始四年（二四三）と解すべきであろう。二行目の「從糸民路阿臯」の糸は、糸へんだけが刻まれ、つくりの部分は落ちてゐる。地名であろうが、何字であるのか分らぬ。四至を述べた個所で、西側に當る「四另十二步」は、「西八十二步」であろう。另は別の省文。八と別とは雙聲疊韻字であるから、音の近似によつて另となつた。當時の俗語に八を別と書くことが行はれていたのかも知れぬ。後世、改竄されることを防ぐために八を捌と書くことがある。「集韻」によると八も捌も音はともに布拔切。碩絹の碩は、大の義。大絹とは廣はばの絹のことか。墓地の代價として絹で拂つたのである。「其地保無盜」は分りにくい句である。その地には宿盜などおらず、盜堀などされる恐れは無い意か。或は、その地は盗んで得た土地で無いことをうけあう意か。「若有人有識者、抑伏畝數」は、第三者が意あつてその土地の所有權を主張した場合を豫想して、そのための取りきめの文言の假設の部分であろう。識は、古文は志に作り、意の義である。抑伏は、伏抑とも言い、枉・屈の義。自分の買つた土地に、第三者が故意に所有權を主張した場合に、賣主がそれに對抗して妥當な處置をとるということではあるまいか。「出臯好□□□」の好は、善・正の義で、賣主路阿白の正當な……を出す意であろう。因に、路阿臯の阿は、庶民が名に附けて字として用いて、路白が路阿白と稱せられた。兒も名に附けて白兒と言つたので二字を合せて一字の如くになつたものと思う。阿も兒もがならい助語の辞である。「日知録」三十二に、「隸釋に漢の殺阨碑陰に云う、その間四十人、皆なその名を字にして繫ぐに阿字を以てす。劉興・阿興、潘京・阿京の類の如し。必ず編戸の民にして未だ嘗てその徳を表わさず、石に書するものその整齊を欲して強いてこれを加う。猶お今ま閭巷の婦、阿を以てその姓を挈ぐがごとし（——姓の上に阿をつけることをいう——）」

と。又た「抱朴子」外篇彈禰篇に、「(禰)衡、許下に遊び、公卿國士より以下、衡初てその官を稱せず、皆なこれを名ぎして阿某と云い、或は姓を以てこれを呼びて某兒と爲す。孔融を呼びて大兒と爲し、楊脩を呼びて小兒と爲す」という。(禰衡が公卿國士の名の上に阿をつけて阿某と呼んだのは、衡の不遜な態度を表す。今、阿字の用例として引く。)六行目の最後の字は、「徵存」によると出字の上の半分だけが刻まれていたようである。「出北絹五匹」は、約束を改変した時には、背約のつぐないとして絹五匹を渡すということであろう。北は背に同じ。「畫指爲信」の畫指は、無筆ものが署名のかわりに指の形態や指節を画いた方法。ここは書券人潘某が代って買地券を作ったのであるが、「畫指爲信」という當時の常套手段を用いて証としたのである。時人は、時旁人と同じく、その時の立會人のことであろう。なお、「吝不得變悔」の吝は、「論語」の「出内之吝、謂之有司」の吝で、孔注に「惜難之」(惜みてこれを難しとす)と言い、皇疏に「難惜之也」(難しとしてこれを惜むなり)と言うように、ここは變悔することをばはかる意味である。因に、吝字は悋・吝・慚に作ることがあるから注意するとよい。

## (12) 喬進臣買地博券

元和九年九月廿七日喬進臣買

德地一段東至東海西至山南至

釧谷北至長城用錢九十九千九

百九文其錢交付訖其得更不得忤

恠如有忤恠打你九千使你作奴婢

上至天下至皇泉保人張堅故



保人管公明

保人東方朔

見人李定度

涿州范陽縣向陽鄉永樂村敦義理

南二里 人喬進臣牒

元和九年（八一四）九月廿七日。喬進臣は地一段を買徳（得）す。東は東海に至り、西は山に至り、南は釵谷に至り、北は長城に至る。錢九十九千九百九文を用う。その錢交付し、その得訖る。更に忤愆（箝吝）することを得ず。如し忤愆（箝吝）すること有らば、你を打つこと九千、你をして奴婢と作さ使めん。上は天に至り下は皇（黃）泉に至る。保人張堅故。保人管公明。保人東方朔。見人李定度。涿州范陽縣（今河北省涿縣）向陽鄉永樂村敦義理南二里の人喬進臣牒。

「徵存」より採った唐代の鎮墓券。買徳は、買得に同じ。徳・得は同音の字で、「廣韻」によれば多則切。「地一段」の段は、量詞。土地面積の單位ではないから注意。量詞としての段はがんなら断の假借字（説文通訓定聲）。ひとまとめになったものが段で、紙・肉・布帛・土地・文章その他の事や物に汎用されるほか、現代語の件・塊と同じ様に用いることがある。例えば、「舊唐書」職官志二の「凡賜十段、其率絹三匹、布三端、綿三屯」の段は件、「水經注」一の「郭義恭廣志曰。甘水也、……有石塩、白如水精、大段則破而用之」の大段は大塊に等しい。又た「このたびのことは」の意味で、「此段」・「今段」を用いることが南北朝の正史に見える（宋書「明恭王皇后傳」・「南齊書」倅臣劉係宗傳・「魏書」劉道斌傳）。わが國語とは用法を異にするので一言つけ加える。四至は、もちろん假構のことである。忤愆の忤は、「説文」にいう箝、逆也とある。この字はまた朱駿聲も

指摘しているように、立しんべんに午、人べんに午、手へんに吾、又た誤って牛へんに吾に作ることもある。いわゆる碑別字では立しんべんを十に作るものが多く、この字も十へんに午に作ることもある。恠は、吝の俗字。また忝・恪に作る。籍吝は、惜くなって契約に背くことをいう。「打你九千、使你作奴婢」については既に説明したが、你字が使用されていることに注意するとよい。王力は「廣韻」に「你、秦人呼旁人之稱、乃里切」とあることから、唐代に新しく生れた詞としているが（漢語史稿）、「北史」李幼廉傳に「(世宗文襄帝)……求好長史、學者多不見納。後因大集、謂陳元康曰、我教你好長史處、李幼廉即其人也」、突厥傳に「你能作幾年可汗」、又た「隋書」五行志上に「(北齊後主)武平元年、童謡曰、狐截尾、你欲除我我除你。……二年、童謡曰、和士開、七月三十日、將你向南臺」、許善心傳に「我好欲放你、敢如此不遜」、李密傳に「共你論相殺事、何須作書語邪」と見えるから、齊隋人の語かも知れぬ。「通雅」に「爾・汝・而・若は、乃ち一聲の轉。爾は又た尔に作り、尔は又た你に作り、俗書に你に作る」と言うのは、語源の解釋としては妥當な説であろう。「上至天、下至黄泉」は誓詞。天地神明に誓つての意。保人は保證人、見人は立會人であろう。この四人はもちろん烏有の人物で、神仙の名である。土公(土地神)から土地を買い、神仙が保人・見人である。張堅固は、「地券徵存」に收める明の天啓七年の鎮墓券にも牙人(仲介人)として出てくる。

(13) 延光四年李德買地鉛券

延光四年乙丑朔三日庚午東郡太守李德遷葬于臯地縣買地一畝餘價直錢萬二千  
東部李校尉西部黃家後裏南部路北和陸里如地中伏有尸骸者男爲奴女爲婢同第  
三子遷葬于此皆執券約時年五十有六

延光四年（一二五）乙丑朔三日庚午。東郡の太守李德、睢池縣に遷葬※せんとし、地を買うこと一畝餘、價直あた（値）萬二千なり。東部は李校尉、西部は黃家の後裏、南部は路、北は和睦里なり。如しも地中に伏かくれて尸骸あらば、男は奴と爲し、女は婢と爲さん。第三子ともと同こに此に遷葬す。皆な券約を執る。時に年五十有六。

時代は前後することになるが、「文物」一九六四年第十二期の朱江「四件沒有發表過的地券」の中から二つばかり採る。（13）と（14）とがこれである。（13）は近年の出土物ではなく、上海博物館の舊藏だという。この鉛券の年月朔日子には月數が無く、その上、朔日が乙丑とすると三日は丁卯でなければならぬ。「三日庚午」とは解げしかねる。もし三日が庚午なら戊辰朔でなければなるまい。朱江は出土物と信じて紹介したのであるが、もし朱氏の釋文が正しいとすると、この券は恐らく偽造されたもので、博物館が姦猾な古董商につかまされたのであろう。自分の男子を第三子と表現しているのは、たとえ第三子であっても異様で、名を合せて書くべきところだ。「地中伏有尸骸者、男爲奴、女爲婢」については、（3）孫成買地鉛券で説明した。これについて朱江は漢券中で三例を見たと述べている。漢券特有の規約かも知れぬ。「三國志」魏書毛玠傳に、「漢律、罪人妻子沒爲奴婢、黥面」とあるから、漢律では罪人の妻子を官に没して奴婢とすることが行はれていたのであろう。このことから私人の間でも賠償として、男女を収めて奴婢とすることが行われたものと思われる。因に「漢書」地理志にも、「樂浪・朝鮮民犯禁八條。……相盜者男没入爲其家奴、女子爲婢」と見え、「魏略」にも、「高麗の俗、……罪有らば、則ち諸加を會して評議し、便ちこれを殺し、妻子を没して奴婢と爲す」という（翰苑「蕃夷部」）。

（14）夏妾陸氏生墻地券

早發壽魁元

維大明崇禎拾陸年歲次癸未孟

夏月十六己卯日午時下磚繫直

隸松江府華亭縣修竹鄉四十三

保一區舊坊一圖大樹大王廟界

止言字圩面陽居住奉神立券待

封陸氏庚年三十一歲本命癸丑

年十二月二十八日子時生年運

通利理宜預築長生壽域今卜吉

地在本保三區十三圖中在字圩號

內田建成一穴立亥山已向丁巳

丁亥分金左青龍右白虎前朱雀

後玄武內勾陳天星生貴子八卦

旺兒孫山神不可占凭此立券文

早發壽魁元

維れ大明の崇禎拾陸年（一六四三）歲癸未に次る孟夏月（夏四月）十六己卯の日、午時。磚（埴）を下し繫げんとし、直隸松江府華亭縣修竹鄉四十三保一區舊坊一圖の大樹大王廟界止、言字圩の陽に面せる居住に神を奉じ券を立て封を待つ。陸氏は庚年三十一歳、本命は癸丑の年、十二月二十八日子時生。年運通利、理として宜しく預め長生壽域

を築くべく、今ま吉地を卜し、本保の三區十三圖中の在字圩號内の田に在て一穴を建成す。亥山を立て巳向、丁巳・丁亥に分金す。左は青龍、右は白虎、前は朱雀、後は玄武、内は勾陳。天星は貴子を生じ、八卦は兒孫を旺にせん。山神は占(覬)う可からず。此に凭りて券文を立つ。

明末の夏允彝の墓域から出土した姜陸氏の地券である。夏氏の合葬墓には、既に知られている墓坑が四つあり、一は夏允彝本人の墓坑、一は夏妻盛氏の生壙、一は夏妾陸氏の生壙、別の一坑は允彝の子完淳の墓坑と伝えられているという。盛氏券と陸氏券とは券文及びその格式は、兩券とも同じで塋券の蓋には桃・榴花紋が刻まれている。生壙は、生時に預め營む墓穴である。古くは壽藏と言った。「孟子章句」の著者として有名な後漢末の趙岐の范史本傳に、「先自爲壽藏、圖季札・子産・晏嬰・叔向四像居賓位、又自畫其像居主位、皆爲讚頌」(先に自ら壽藏を爲り、季札・子産・晏嬰・叔向の四像を圖いて賓位に居き、又た自らその像を畫いて主位に居き、皆な讚頌を爲る)と。壽冢・壽穴・壽域・壽城・壽宮ともいう。壽は長壽を祝していう語。「後漢書」宦者侯覽傳・「南史」王僧虔傳、やや下って「舊唐書」文苑司空圖傳・「新唐書」姚勗傳等にも、生壙を營んだ記事が見える。陸氏は、夏完淳(一六三二—一六四七)の生母。父の夏允彝は、字は彝仲、松江府華亭縣の人。同邑の陳子龍・徐孚遠・王光承等と幾社を結び、張溥・楊廷樞等の復社と相い應和した。南京の陥落した乙酉の歲(一六四五)に松江も破れ、八月に允彝は水に投じて自殺した。妻子は允彝の兄之旭、字は元初に託せられたが、後二年、陳子龍の獄に連坐して完淳は執えられて南京に至って死し、ついで、之旭は孔子廟で自縊した。之旭の「絶命詞」に、「余、先帝の變に遭い、跡を浮屠に寄す。乙酉八月、松城潰え、舍弟彝仲節に殉ず。余即ち偕に死せんと欲するも、仲孤寡を以て託せ見る、是を用て未だ果さず。然れども城市に向わずして坐すこと、已に茲に兩年なり」という。盛氏と完淳の姉(嘉定の諸生侯洵に適き早く寡となる)とは家を棄てて道に入ったという(侯玄涵「夏允彝傳」)。陸氏については完淳の「獄中上母書」に、

「不孝完淳今日死矣。以身殉父。不得以身報母矣。……致慈君託述於空門。生母寄生於別姓。……嫡母慈惠。千古所難。大恩未酬。令人痛絕。慈君託之義融女兒。生母託之昭南女弟」(不孝完淳今日死す。身を以て父に殉ずるも、身を以て母に報ずるを得ず。……慈君は迹を空門に託し、生母は生を別姓に寄するを致す。……嫡母は慈恵にして、千古に難しとする所、大恩に未だ酬いず、人をして痛絶せしむ。慈君はこれを義融女兒に託し、生母はこれを昭南女弟に託す)と見える。この慈君とは父の兄之旭、嫡母は父の適妻である盛氏、義融は姉の字、昭南は妹惠吉の字。完淳の妻は職方司主事錢梅の女で、完淳の死後、髪を削つて尼となった。一女を生み、遺腹の一男は夭折し、夏氏の後には絶えたという。(以上、主として「夏完淳集」一九五九年上海中華書局編輯によつた。これには晚明の史籍から夏氏父子に関する史傳詩文等を輯存し附載している。)

「早發壽魁元」は、博券(拓片)の寫眞によると、模糊としているが、地券の文面の上側に右から左へと横書きになっているようだ。世の母親たるものが男の子の立身・長壽・登科を願う祝誦の辞であろう。「五男二女三公九卿」・「五子登科」の類だ。壹貳參肆伍陸柒捌玖拾等の數目は、すでに宋代から用いられている。某保某區某圖は、松江府の行政區画。各府に統一せるものではなく、例えば鎮江府では、「劉仙港 在十一區、二十二都十一圖、至丹陽縣界止」・「大港 在十區、十一都、一二三圖、至戴家村止」と府志に見える(古今圖書集成「職方典七二六。いま地方志が手もとに無いので「古今圖書集成」台湾鼎文書局景印本より引く)。大樹大王廟は、道教の鬼神を祀る廟。「集成」職方典六九七松江府祠廟考一に見える。「大樹大王廟界止、字圩」は、「文物」に引く朱氏の原文は、「言止」となっているが、これだと意味が取りにくい。止言のミスプリントと見なして意を以て改めた。某界止・某村止・某橋止・某圖止等、地方志に用例が多い。又た言字圩・在字圩のように、圩には字號をつけて區別した。明の王同祖(一四九七〜一五五二)の「論治田法」(「集成」職方典七〇三松江府部藝文一引)に、「蓋東南水田。皆以岸塍爲裏。外通水道。以

時蓄泄。在宋謂之圍田。皆有字號名色。然圩之置。隨地形廣狹。水道遠近。爲之大小。一圩之田。多或至於二三千畝。少或不及百畝（蓋し東南の水田は、皆な岸<sup>ど</sup>を以て裹<sup>つ</sup>むことを爲し、外に水道を通じ、時を以て蓄泄す。宋に在りてこれを圍田と謂い、皆な字號の名色<sup>なまえ</sup>あり。然れども圩の置かるるは、地形の廣狹、水道の遠近に隨つて、これが大小を爲す。一圩の田、多きは或は二三千畝に至り、少きは或は百畝に及ばず）という。圍田も圩田も同じもの。土手を築いて田を圍み、外がわに水路を通じ、田の水を調節した。江淮の濕地帯で田が冠水するのを防いだのである。徐光啓「農政全書」五の圍田の條に圖譜があるから見るとよい。庚年は、年齢をいう。本命は、生年の干支。年運通利は、歳月が平穩無事に過ぎゆくこと。「立亥山巳向」は、墓域の北北西の角に、南南東を向いて山形に土を盛ったのではないかと思う。當時の習俗として何か呪術的な意味があるうが未詳。山神の形代<sup>かたしろ</sup>かも知れぬ。「丁巳・丁亥分金」は、丁巳と丁亥との日に、銅錢を土山にまいて山神に供えたのであろう。「左青龍右白虎前朱雀後玄武内勾陳」は、生墳は北側に入口があり、南面。北から南に向つて入ると、内部の天井の壁に、北から向つて左（東）に青龍、右（西）に白虎、前（南）に朱雀、後（北）に玄武、内（中央）に勾陳、の五星宿が画かれていたのであろう。勾陳は天帝の後宮に當るから、婦人の生墳にはふさわしいわけである。「天星生貴子八卦旺兒孫」は、男子は科擧に合格して立身出世し、兒孫は榮えんことを祈請する語であらう。

夏允彝完淳父子の歿後、陸氏はどうなったのか分らぬ。完淳の「獄中上母書」に、「生母寄生於別姓」とあるのは、改嫁したことを示唆するのもかも知れぬが定かでない。この墓坑に埋葬されているのか否かについても、朱江は何も報告していない。改嫁したとすればここには葬られていない。陸氏の作という一首の「追悼」詩が伝えられている。

附編

(15) 東晉謝鯤墓志

晉故豫章内史陳(國)陽夏謝鯤幼輿以泰寧元年十一月廿(八)(亡)假葬建康縣石子岡在陽大家墓東北(四)丈妻中山劉氏息尚仁祖女眞石弟褒幼儒弟廣幼監舊墓在熒陽

晉の故の豫章の内史陳國陽夏の謝鯤〔字は〕幼輿、泰寧元年十一月廿八〔日〕亡す。建康縣石子岡に假葬す。陽大の家墓の東北四丈に在り。妻中山の劉氏、息尚〔字は〕仁祖、女眞石、弟褒〔字は〕幼儒、弟廣〔字は〕幼監。舊墓は熒陽に在り。

「文物」一九六五年第六期に紹介された「南京戚家山東晉謝鯤墓簡報」によつた。括弧内の字は、すでにけずり取られ、残留の痕迹より推測して入れた字であるという。

謝鯤は「晉書」四十九に傳の見える謝鯤のことである。金石文では、魚に従う字を角に従はせていることがある。例えば、鮮字を角へんに羊に作り、鰓字を角へんに眾に作るなどこれである(洪适「隸釋」・邢昺「金石文字辨異」等を見る)。因に、鯤・鰓は聲近く義通ずる(雷浚「説文外編」十一)。内史は、「晉書」職官志によると、「郡に皆な太守を置く、……諸王國は内史を以て太守の任を掌らしむ」とあるから、諸王の封ぜられた國では、太守のことを内史に掌らせたのである。従つて豫章郡の長官は太守であつて内史ではない。「晉書」本傳には、「王敦、鯤を出して豫章の太守と爲す」と言う。東晉では豫章郡は江州に屬し(「晉書」地理志下)、王敦はすでにこの地方の實力者であつたから、或は豫章郡の太守のことを内史と言つたかも知れぬが未詳。陳國陽夏は、後漢時代の地名で表現した。今の河南省太康縣の地。晉代の司州に屬するが、永嘉以後、匈奴の劉氏に淪没した。當時の習慣として父



祖の出身地である本籍を名のったのである。泰（二太寧元年は、明帝の永昌二年（三三三）三月朔に太寧と改元した。「三正綜覽」によると、太寧元年十一月朔が太陽曆（ユリウス曆）の十二月十四日であるから、二十八日は三二四年一月十日に當る。「晉書」本傳によると、この時かぞえ年で四十三であったという。太・泰は、音義通ずる。假葬は、祖先の墳墓のある滎陽（今河南省滎陽縣）はずでに前趙（匈奴の劉氏）の支配下に在り、歸葬することができないので建康に假葬した。漢から隋唐の交までは、退官した官吏は皆な本籍地に歸り、任地で卒したのも祖墳に葬られるのが通例であるが、唐宋の士大夫は、仕官して任地で卒するとそこで葬り、終身その郷に歸らず、子孫はその地に寄寓することが多い。しかし、明初に廻避の法が興り、又た科擧の籍が固定したため退官した官吏は皆な本籍地に歸るようになり、唐宋以來の士大夫流寓の風は漸く息むに至った。史を讀むもの知らざる可からず。陽大は、陽家の長男の意。大は排行第一を言う語。妻中山の劉氏とあるが、妻は姓を稱して名は書かないのが通例で、ことに文集に碑誌を収めて後世に傳える場合には、未婚の幼女の名以外は、婦女の私名は書かないようである。ただし、土中に埋める墓誌には書いていることもある（例えば、趙萬里「漢魏南北朝墓誌集釋」圖版二八三を見よ。謝鯤の子尙、字は仁祖の傳は「晉書」七十九に見え、升平の初め、歷陽で卒したという。

（畢）

### 注

※ 遷葬は、經傳では生時に夫婦でなかつたものを死後に合葬することを言い、これは嫁奩とともに人倫を乱すとして禁止された。ここでは遷葬を改葬の意味に用いているが、改葬のことが記録に見えるのは、唐の李陽冰の「三墳記」・「拙先塋記」が、李暉卿兄弟三人の三墳を改葬したことを傳えているのが最初であろうとされている（碑は西安府學に在り篆書で、王昶「金石萃編」九十四に收む）。これによると、管郭（管公明・郭景純）の道を得た方士部權が地相が不吉であるとするので、新に地を下して改葬したという。いわゆる堪輿家（形家とも言う）が地を下して改葬することは唐代に始まるようである。

東漢の世に改鑿の事があつたか否かはたいへん疑わしい。李陽冰は、字は少温、趙郡の人、李白の従叔なることが「宣和書譜」に見えるという。この名字は木華が「海賦」の「陽冰不冶」の義を取るか。因に、「栖」字は遷の古文で「説文」に見える、手西に従う形聲字である。

(一九八〇・九・二〇)